

佐倉市成年後見制度利用支援事業実施規則（平成30年佐倉市規則第16号）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 申立費用 後見等開始の審判を受けた審判請求に係る手数料、登記印紙代、郵便切手代（裁判所に予納した郵便切手のうち、返還されたものの額を除く。）、鑑定料、診断書の作成費用、添付書類取得料その他の審判請求に必要な費用をいう。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(助成対象費用等)</p> <p>第3条 <u>助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）及び助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2) 成年後見人等報酬 本市に居住し、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されており、かつ、前号アからウまでのいずれかに該当する成年被後見人等（<u>直系血族、配偶者（事実上の婚姻関係にあるものを含む。）及び兄弟姉妹が成年後見人等である場合を除く。</u>）</p> <p>2 市長は、本市に居住し、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されている者が市外の住所地特例施設に入所し、<u>若しくは</u>病院に長期入院したことにより市外に転出した場合又は転出した後に成年被後見人等となった場合において、新たな市区町村における審判請求に係る支援の状況等を勘案して必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該成年被後見人等に係る審判請求の申立人又は当該成年被後見人等を助成対象者とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 申立費用 後見等開始の審判を受けた審判請求に係る手数料、登記印紙代、郵便切手代、鑑定料、診断書の作成費用、添付書類取得料その他の審判請求に必要な費用をいう。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 <u>申立費用及び成年後見人等報酬の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2) 成年後見人等報酬 本市に居住し、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されており、かつ、前号アからウまでのいずれかに該当する成年被後見人等（<u>成年後見人等と同居し、又は生計を一にする成年被後見人等を除く。</u>）</p> <p>2 市長は、本市に居住し、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されている者が市外の住所地特例施設に入所し、<u>又は</u>病院に長期入院したことにより市外に転出した後に成年被後見人等となった場合において、新たな市区町村における審判請求に係る支援の状況等を勘案して必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該成年被後見人等に係る審判請求の申立人又は当該成年被後見人等を助成対象者とする。</p> <p>3 (略)</p>

改正後	改正前																								
<p style="text-align: center;">(助成対象者の例外)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる助成対象費用の助成については、成年後見人等に対してすることができる。</p> <p>(1) 成年後見人等（佐倉市成年後見等開始審判請求実施規則（平成14年佐倉市規則第2号）第4条第1項の規定による審判請求において成年後見人等となった者に限る。）が選任を受けた後に行った、成年後見人として付されている成年被後見人についての審判請求に係る申立費用</p> <p>(2) 助成対象者が死亡した場合における成年後見人等が受けるべき成年後見人等報酬（既に支払いを受けたものを除く。）</p> <p>(助成の申請)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 成年被後見人等の付与対象期間を含む預貯金通帳の写し又は口座の入出金明細</p> <p>カ その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">世帯人数</th> <th style="width: 25%;">世帯合計収入額 (年額)</th> <th style="width: 60%;">資産 (現金、預貯金、有価証券等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単身世帯</td> <td style="text-align: center;">150万円以下</td> <td style="text-align: center;">150万円以下</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td style="text-align: center;">200万円以下</td> <td style="text-align: center;">200万円以下</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td style="text-align: center;">250万円以下</td> <td style="text-align: center;">250万円以下</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数	世帯合計収入額 (年額)	資産 (現金、預貯金、有価証券等)	単身世帯	150万円以下	150万円以下	2人世帯	200万円以下	200万円以下	3人世帯	250万円以下	250万円以下	<p>4 成年後見人等報酬に係る助成は、助成対象者が死亡した場合にあっては、成年後見人等報酬を受けるべき成年後見人等に対してすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(助成対象費用)</p> <p>第4条 助成の対象となる費用は、次の費用とする。</p> <p>(1) 申立費用</p> <p>(2) 成年後見人等報酬</p> <p>(助成の申請)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">世帯人数</th> <th style="width: 25%;">世帯合計収入額 (年額)</th> <th style="width: 60%;">資産 (現金、預貯金、有価証券等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単身世帯</td> <td style="text-align: center;">150万円以下</td> <td style="text-align: center;">350万円以下</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td style="text-align: center;">200万円以下</td> <td style="text-align: center;">450万円以下</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td style="text-align: center;">250万円以下</td> <td style="text-align: center;">550万円以下</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数	世帯合計収入額 (年額)	資産 (現金、預貯金、有価証券等)	単身世帯	150万円以下	350万円以下	2人世帯	200万円以下	450万円以下	3人世帯	250万円以下	550万円以下
世帯人数	世帯合計収入額 (年額)	資産 (現金、預貯金、有価証券等)																							
単身世帯	150万円以下	150万円以下																							
2人世帯	200万円以下	200万円以下																							
3人世帯	250万円以下	250万円以下																							
世帯人数	世帯合計収入額 (年額)	資産 (現金、預貯金、有価証券等)																							
単身世帯	150万円以下	350万円以下																							
2人世帯	200万円以下	450万円以下																							
3人世帯	250万円以下	550万円以下																							

改正後			改正前		
4人以上世帯	250万円に世帯員4人以降1人につき50万円を加えた額以下	250万円に世帯員4人以降1人につき50万円を加えた額以下	4人以上世帯	250万円に世帯員4人以降1人につき50万円を加えた額以下	550万円に世帯員4人以降1人につき100万円を加えた額以下
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
成年被後見人等の状況		限度額	成年被後見人等の状況		限度額
在宅		28,000円/月	在宅		28,000円/月
施設入所・長期入院		18,000円/月	施設入所		18,000円/月
備考					
1 この表において「施設入所・長期入院」には転院を含む連続して30日以上入院及び短期入所又は介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令において居宅に分類される住居であつて、世話人、管理者等が生活の支援を提供するものを含むものとする。					
2 成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人又は複数の成年後見人等が選任されている場合における限度額は、この表に規定する限度額に4分の3を乗じて得た額とする。					

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。